

法人文書ファイル管理簿の掲載状況について（概要）

経 緯	<ul style="list-style-type: none"> ●内閣官房の「規制改革・行政改革ホットライン」（行革110番）にて、法人文書ファイル管理簿（ファイル管理簿）の掲載状況について、<u>より分かり易いものに改善してほしい旨の提案があった。</u> ●これを受け、内閣府が掲載状況を調査したところ、一部の独法で以下の問題点が認められたもの。
問題点	<ul style="list-style-type: none"> ●電子政府の総合窓口（e-Gov）と独法 HP の <u>リンクが適切に貼られていない。</u> ●独法 HP 上の <u>ファイル管理簿の掲載先が分かりにくい。</u>（トップページに掲載されていない等） ●ファイル管理簿が <u>最新版ではない、又は、ファイル管理簿そのものが掲載されていない。</u> <p>※参考：問題点が認められた独法（16法人） 文部科学省所管（9法人）、厚生労働省所管（4法人）、農林水産省所管（2法人）、経済産業省所管（1法人）</p>
対 応	<ul style="list-style-type: none"> ●問題点が認められた独法に対し、内閣府から所管省庁を通じて改善を依頼（昨年12/10事務連絡） ●改善が見られない一部の独法については、内閣府から、再度の改善を依頼（2/1現在） ●仮に <u>改善されない場合には、公文書管理委員会への報告等、所要の措置を講じる可能性</u> ●各独法においては、<u>今一度、ファイル管理簿の掲載状況について確認されたい。</u>

公文書等の管理に関する法律（抄）

平成二十一年法律第六十六号

（法人文書の管理に関する原則）

第十一条 独立行政法人等は、第四条から第六条までの規定に準じて、法人文書を適正に管理しなければならない。

2 独立行政法人等は、法人文書ファイル等（能率的な事務又は事業の処理及び法人文書の適切な保存に資するよう、相互に密接な関連を有する法人文書を一の集合体にまとめたもの並びに単独で管理している法人文書をいう。以下同じ。）の管理を適切に行うため、政令で定めるところにより、法人文書ファイル等の分類、名称、保存期間、保存期間の満了する日、保存期間が満了したときの措置及び保存場所その他の必要な事項（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。）第五条に規定する不開示情報に該当するものを除く。）を帳簿（以下「法人文書ファイル管理簿」という。）に記載しなければならない。ただし、政令で定める期間未満の保存期間が設定された法人文書ファイル等については、この限りでない。

3 独立行政法人等は、法人文書ファイル管理簿について、政令で定めるところにより、当該独立行政法人等の事務所に備えて一般の閲覧に供するとともに、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

4・5（略）